

国民年金 得する10月

国民年金には、保険料をまとめて納められる「前納」制度があります。前納すると、納め忘れがなく、保険料が割り引かれてたいへんお得です。

10月は、6ヶ月分の保険料を納付書だけでなく、口座振替でも前納できる月です。お手持ちの納付書で前納する場合は、「平成17年10月分／平成18年3月分」「前納」と印刷された納付書で、10月31日までに納めてください。

前納用の納付書をお持ちでない方は、岡谷社会保険事務所（23・3661）へお問い合わせください。

また、口座振替で前納すると、さらに保険料が割り引かれます。希望される方は、口座をお持ちの金融機関・郵便局または社会保険事務所で、9月中旬までに手続きをしてください。

手続きには、納付書または年金手帳・預貯金通帳・口座届出印が必要です。

【お問い合わせ】

住民福祉課国保年金係

62・9111

(有)9111

6ヶ月前納を

納付書で収めると

通常の保険料額
81,480円



6ヶ月前納の保険料額
80,820円
(660円お得)

口座振替で収めると

通常の保険料額
81,480円



6ヶ月前納の保険料額
80,550円
(930円お得)

介護保険

施設サービス等での居住費・食費が原則全額自己負担に

介護保険法が改正され、平成17年10月から平成18年4月からの2段階で施行されます。

平成17年10月からの改正は、施設サービスと短期入所サービスの利用時の「居住費」と「食費」が原則利用者自己負担となります。

平成18年4月からの改正は、介護保険料の所得段階基準の見直しや地域に密着したサービスの創設等が主な点となります。

施設サービスや短期入所サービスの利用時の「居住費」や「食費」の原則自己負担額は、つぎのとおりです。

【日額表】

	居住費	食費
個室	1,970円	1,380円
準個室	1,640円	
従来の個室	Ⓐ 1,150円	
	Ⓑ 1,640円	
多床室	320円	

Ⓐ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)短期入所生活介護

Ⓑ 介護老人保健施設(老人保健施設)介護療養型医療施設(療養病床)短期入所療養介護

どうして、施設サービスや短期入所サービスの利用料を変えるの？

Ⓐ 在宅サービスでは、居住費(光熱水費など)や食費は、全て利用者の負担となっていますが、施設サービスなどでは、介護保険の給付費でまかなわれています。そのため、在宅サービスと施設サービスなど家から離れて利用するサービスとのバランスを図るために行われます。

所得が低い人も全額負担するの？

Ⓐ 世帯全員が住民税非課税の方などには、負担いたたく額を軽減する方策をとります。軽減の基準等については、お問い合わせください。

【お問い合わせ】

住民福祉課介護高齢者係

62・9133

(有)9133